

期日指定定期預金

平成 31 年 4 月 1 日 現在

商品名 (愛称)	期日指定定期預金
販売対象	・個人のみ
期間	・最長 3 年 (据置期間 1 年) ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の 1 年経過後から 3 年までの任意の日を指定できます。ただし、満期日の指定は 1 ヶ月前までに通知が必要です ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続、元利金継続)の、取り扱いができます
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000 円以上 1,000 万円以下 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、1 年月毎の複利計算
税金	・個人の利息には 20%(国税 15%・地方税 5%)の税金がかかります。 (平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間にお受け取りになる利息には「復興特別所得税」が課税されますので、税率は 20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)となります。) (ただし、マル優を利用の場合は除きます)
手数料	—
付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の「2 年以上」の約定利率に 0.5%上乗せした利率) ・マル優の取り扱いができます
中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います
金利情報の入手 方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9 時～17 時、電話:0766-82-8613)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センターや富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
その他 参考と なる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります 預金保険制度の対象預金です (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)